

審査員

当協会の認証業務は日本工業標準化法の目的を十分理解し、公平な審査を行なう体制で実施いたします。
当協会では日本工業規格への適合性の認証に関する省令第2条に要求される「品質管理責任者の経験と知識」と同等以上の力量を有する者を審査員に任命しています。

審査員の資格基準

(1) 審査員

- ① 日本工業規格への適合性の認証に関する省令第2条第1項第五号ロ(2)に規定する品質管理責任者と同等の資格を有し、標準化及び品質管理に関する知見を有すると認められるものであること。
- ② 実務経験(登録区分に関する製品の試験・検査)を4年以上有すること。
- ③ 協会が定める認証業務に関する所内研修に1日以上参加していること。
- ④ ISO, JISのマネジメント、監査・審査等に関する講習に3日以上参加していること。
- ⑤ 品質管理に関する社内外の講習に3日以上参加していること。
- ⑥ 認証業務又は審査にオブザーバーとして2回以上参加していること。

(2) 主任審査員補及び主任審査員

- ① 審査員のうち、認証審査を3回以上担当し、経験を積んだ者を主任審査員補とする。
- ② 主任審査員補は、認証審査の主任審査員を3回以上担当し、主任審査員としての力量があると総括審査員が認めた場合は、主任審査員の業務を担当することができる。

(3) 総括審査員

- ① 審査員及び主任審査員の経験を合わせて2年以上経験し、必要な力量を備え、専務が任命した者。

(4) 17025審査員

- ① (独)製品評価技術基盤機構認定センターにおけるIAJapan審査員・技術アドバイザーの資格を有する者又は、JIS Q17025 内部監査員の資格を有する者。

(5) 試験担当者

- ① 各支部のJIS Q17025 品質マニュアル及び手順書に規定する、試験実施有資格者。